

栃木県規則第 48 号

健康増進法施行細則を次のように定める。

令和 2 (2020) 年 6 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯の指定)

第 2 条 省令第 2 条第 2 項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

(特定給食施設の届出)

第 3 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設開始（再開）届（別記様式第 2 号）により行うものとする。

2 法第 20 条第 2 項の規定による届出は、変更を生じたときにあつては特定給食施設変更届（別記様式第 3 号）により、事業を休止し、又は廃止したときにあつては特定給食施設休止（廃止）届（別記様式第 4 号）により行うものとする。

(管理栄養士必置施設の指定等)

第 4 条 法第 21 条第 1 項の規定による指定は、管理栄養士必置施設指定通知書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

2 知事は、法第 21 条第 1 項の規定により指定した特定給食施設が省令第 7 条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士必置施設指定取消通知書（別記様式第 6 号）によりその指定を取り消すものとする。

(給食の実施状況の報告)

第 5 条 知事は、法第 24 条第 1 項の規定により、特定給食施設の管理者に対し、毎年 5 月及び 11 月に実施した給食について、別に定める報告書によりそれぞれその翌月の 15 日までに報告を求めることができる。

(書類の経由)

第 6 条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書又は報告書は、その届出又は報告に係る特定給食施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(栃木県栄養改善法施行細則の廃止)

2 栃木県栄養改善法施行細則（平成 4 年栃木県規則第 15 号）は、廃止する。

(栃木県栄養改善法施行細則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にこの規則による廃止前の栃木県栄養改善法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康増進課)